

社に對し解雇手當を要求することに至つたのである。

六、要求並に解決條況

従業員側では二月九日協議の結果交渉委員四名を選び久大バス支配人を訪問解雇手當支給如何を糺したところ、支配人は兩社の契約に於て従業員は連絡自動車會社に引繼ぎ且つ試験の上採用せらるゝに付二月十日迄に願書提出すべき旨回答したのである。

依つて従業員側では再協議の結果兩社從來の關係に徴して試験不合格は明白なりとて之に應せず久大バスに解雇手當を要求することとなり、日農九州同業會主事稻富後人の應援を求め、従業員三〇名に對する解雇手當として壹千參百圓を要求せり。

然るに會社側では五百圓以上は之を容れ難しとて妥協困難な

りしが、久留米、吉井兩所轄警察署長の斡旋に依り双方互譲の結果二月十三日解雇手當金九百貳拾圓支給することとなり、なつて解決せり。